

南畠ダム管理用制御処理設備保守点検業務委託

特記仕様書

福岡県那珂県土整備事務所 南畠ダム管理出張所

(適用)

第1条 本特記仕様書は、福岡県那珂県土整備事務所が発注する南畠ダム管理用制御処理設備保守点検業務委託（以下「業務委託」という。）に適用する。

(目的)

第2条 業務委託は、南畠ダム及び脊振ダムに設置されたダム管理用制御処理設備について保守点検を実施し、各機能を正常な状態に維持することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「監督職員」とは、発注者の意図する業務を完了させるために、受注者または管理技術者との間で、指示、承諾及び協議を行う者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
- (2) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
- (3) 「指示」とは、発注者の発議により監督職員が受注者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針基準及び計画等を示し履行させることをいう。
- (4) 「承諾」とは、受注者の発議により管理技術者が監督職員に報告し、監督職員が了承することをいう。
- (5) 「協議」とは、監督職員と受注者とが対等の立場で合議することをいう。

(一般的義務)

第4条 受注者は業務の目的及び内容を理解し、業務の履行に必要な技術を有する点検者を当てるものとする。

- 2 点検者は業務の履行に専念し、かつ円滑に履行しなければならない。
- 3 点検者は業務の履行上知り得た内容を漏らし、利用若しくは窃用してはならない。
- 4 点検者は業務の履行に直接関係のない場所に出入りしてはならない。
- 5 点検者は業務の履行において、安全の確保並びに火気などの取扱いに留意しなくてはならない。
- 6 点検者は、別途履行中の他の業務と履行場所が同一または業務内容が関係する場合は、相互に協調を図るものとする。

(点検者)

第5条 点検は、基礎的な技術知識を有し、かつ相当程度の経験を有する技術員及び高度な専門技術を修得し熟練した技術者により行うものとする。また、技術員及び技術者は必要な法的資格を有しなければならない。

(管理技術者)

第6条 受注者は管理技術者を定め、業務に関する一切の事項を処理させるものとする。

- 2 管理技術者は、業務の履行に関し必要な能力と経験を有するものでなくてはならない。

(打ち合わせ)

第7条 管理技術者は、監督職員と常に密接な連絡を行い、連絡事項はその都度記録し、打ち合わせの際、相互に確認するものとする。

(業務内容)

第8条 業務内容は、次の各号によるものとする。

(1) 定期保守点検

年2回実施し、内容は別表-1「保守点検対象機器一覧表」及び別表-2「保守点検項目表」によるものとする。ただし、この項目以外にも必要と認められる事項については、発注者と受注者が協議の上、実施するものとする。

(2) 緊急保守

受注者は、常に連絡体制を確立しておき、発注者から障害復旧の要請があったときは速やかに応じ、復旧に努めるものとする。また、発注者と十分な連絡をとり指示を受けるとともに障害復旧に関する報告書を速やかに提出するものとする。

2 受注者は、常に設備の保全と事故防止に留意し、装置等が損傷を受ける恐れがある場合は速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

3 受注者は、業務を実施する時は事前に工程表及び点検様式を甲に提出し、点検実施時期、点検内容等について承認を受けるものとする。

4 受注者は、業務を実施の際に発見した故障箇所及び修理を要する箇所について、故障の程度及び修理に要する時間、必要部品等を調査の上、発注者に報告するものとする。

5 受注者は、業務の性質上当然行わなければならない事項及び役務のみで実施できる軽微な調査等については行わなければならない。

(保守材料)

第9条 業務を実施するのに要する材料の費用は、発注者の負担とする。

(経費の負担)

第10条 保守点検に要する消耗品、安価な部品、簡易なユニット等並びに軽微な故障に係る経費は本委託業務に含むものとする。

(関係法令)

第11条 業務の実施に当たっては、次に掲げる法令等を遵守するものとする。

- (1) 電波法
- (2) 電気事業法
- (3) 電気通信事業法
- (4) その他関係諸法令

(測定器等)

第12条 業務に使用する測定器具等は、受注者の負担とし、点検整備、校正を行ったものを使用するものとする。

(貸与品等)

第13条 業務に直接必要な図書、予備品等は、発注者が所有するものを使用できるものとする。

2 受注者は、前項の規定により発注者の予備品または付属品等を使用する場合は、事前に監督職員の許可を得るものとし、その内容を打ち合わせ簿に記載するものとする。

3 使用を許可された予備品・付属品に受注者が損傷を与えた場合は、受注者の責任において無償修理を行うものとする。

(履行上の責任)

第14条 業務の履行後に生じた不良箇所で、明らかに受注者の責に起因すると認められるものについては、受注者の責任において速やかに措置するものとする。

(業務の履行)

第15条 点検者は、業務の履行に適した服装とし、腕章などにより身分を明確に表すものとする。

また、常に環境整備等に留意するものとする。

2 業務の履行に当たっては、施設等の運用を休止させてはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務の一時停止)

第16条 業務の履行中、監督職員から業務の一時停止の指示を受けた場合は、それに従うものとする。

(臨時の処置)

第17条 点検者は、業務の履行中において施設等に異常状態が発生し、若しくは発生が予想される場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。

2 前項の場合または業務の履行中において監督職員が臨時に業務を指示した場合は、受注者はこれに応ずるものとする。なお、これによって生じる費用は、第10条に規定する消耗品等及び受注者の責に帰するものを除き発注者が負担するものとする。

(検査)

第18条 受注者は、出来高検査及び完了検査を受ける場合は、あらかじめ点検記録簿並びに関係資料等の成果品を提出し、管理技術者が立会いの上、検査を受けるものとする。

(安全等の確保)

第19条 受注者は、業務を履行するに当たり、常に安全管理を心掛け、感電、墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用するものとする。

2 受注者は、道路に関わる作業に当たっては、交通安全について監督職員及び必要に応じて道路管理者及び所轄警察署と打合せするとともに、安全対策を行わなければならない。

3 受注者は、作業中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、別に定める事故報告書を監督職員が指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。

4 受注者は、作業期間中は安全巡視を行い、作業区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

5 受注者は、点検現場に点検関係者以外の者の立入りを禁止する場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をしなければならない。

6 受注者は、契約後速やかに、点検者に対し本業務における安全に関する教育を実施しなければならない。

(提出図書及び部数)

第20条 受注者は、契約期間の各年度毎に次に掲げる書類を作成し、提出するものとする。

(1) 履行計画書 1部 (契約後速やかに監督職員に提出のこと。)

1. 業務内容
2. 全体工程表
3. 履行体制（点検組織、連絡体制）
4. 安全管理
5. その他（準備測定器一覧、点検報告書様式雛形等）

なお、履行計画書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更事項を記載した書面を提出すること。

(2) 詳細工程表 1部 (各定期点検実施前に監督職員に提出のこと。)

(3) 点検報告書 ファイル 2 部及び電子データ

1. 業務履行結果の概要及び所見
2. 点検報告書（点検記録簿及びデータ類）
3. 点検写真（一連の点検進捗の流れが把握できるよう整理、編集すること。）
4. 監督職員が指示した事項及びこれに対する措置事項

報告書は A4 ファイルに綴じ、インデックス等を使用して内容の整理に努めること。

(4) その他発注者が必要と認める図書

1. 業務における指示、承諾及び協議に関する書類
2. 点検対象設備の年間障害発生件数報告書
3. その他必要と認める図書

（支払回数）

第 21 条 業務委託契約書第 32 条第 2 項に定める支払回数は、単年度につき 1 回までとする。

（その他）

第 22 条 本特記仕様書に明記のない事項または疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。

保守点検対象機器一覧表

No.	機 器 名	設置場所	備 考
1	入出力装置	南畠ダム	
2	機側伝送装置	南畠ダム	取水塔、クロストゲート1・2
3	機側伝送部	南畠ダム	ジェットフローゲート、余水吐ゲート
4	主貯水位計	南畠ダム	
5	整流池水位計	南畠ダム	
6	副貯水位計	南畠ダム	
7	光ケーブル接続盤／中継端子盤	南畠ダム	
8	情報入力・提供装置	南畠ダム	南畠ダム、脊振ダム
9	電話応答通報装置	南畠ダム	
10	時計装置	南畠ダム	現用、予備
11	下流流量監視装置	南畠ダム	
12	放流操作装置	南畠ダム	南畠ダム、脊振ダム
13	放流判断支援・流出予測装置	南畠ダム	
14	点検・応急対策ガイド装置	南畠ダム	
15	訓練装置	南畠ダム	
16	ファイル装置	南畠ダム	
17	表示装置	南畠ダム	南畠ダム、脊振ダム
18	遠方手動操作装置	南畠ダム	
19	共聴情報伝送装置	南畠ダム	
20	警報表示装置	南畠ダム	事務室、宿直室
21	データ表示盤	南畠ダム	
22	液晶ディスプレイ	南畠ダム	操作室1・2、事務室、宿直室
23	強震計測装置	南畠ダム	貯水位計室、監査廊
24	気象観測設備	南畠ダム	風向風速計、温度計、湿度計、水温計
25	漏水量観測設備	南畠ダム	
26	無停電電源装置	南畠ダム	
27	耐雷トランス	南畠ダム	
28	管理設備用分電盤	南畠ダム	
29	機側伝送用分電盤	南畠ダム	
30	電源設備用端子盤	南畠ダム	
31	TM/TC親局装置	南畠ダム	
32	TM/TC子局装置	脊振ダム	
33	入出力処理装置	脊振ダム	
34	無停電電源装置	脊振ダム	
35	下流流量観測装置	高宮浄水場	
36	表示端末装置	高宮浄水場	
37	表示盤	高宮浄水場	

保守点検項目表

ダム管理用制御処理設備総合点検

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
設備全般 (南畠ダム、脊振ダム)	時計装置の確認	○		
	データの確認		△	
	・収集データの確認		○	
	・配信データの確認		○	
	・データの変化状況の確認		○	
	ハードウェア動作状況等の確認		○	
	設定値等の確認		○	
	通報、警報の確認		○	
	操作量演算及びゲート操作機能の確認		○	
	システム復旧機能の確認		○	
	システムバックアップ機能の確認		○	
	遠方手動操作の独立性の確認		○	
	イリーガル及びイレギュラー状態の点検		△	
	・異常設定値入力時の棄却検定機能の点検		○	
	・除外ゲート処理		○	
	・定数変更操作による確認		○	
	ゲート遠方操作の確認		△	
	・遠方操作によるゲート動作確認		○	
	・監視情報の確認		○	
	・ゲート全閉付近での設定値の確認		○	
	フェールセーフ等安全機能の確認		△	
	・非常停止操作、ゲート動作中警報の確認		○	
	・動作制限タイマの確認		○	
	・ゲート操作の優先順位の確認		○	
	電源断による動作確認		○	
	供給電源切替試験		○	
	関係書類点検		○	

無停電電源設備総合点検

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
無停電電源装置 (南畠ダム、脊振ダム)	運用者等からの確認及び報告等	○		
	システム運用状態の確認		△	
	・外観確認	○		
	・計量、計測値の確認	○		
	設備の障害防止動作の確認		○	
	システム停復電運動の確認		○	

ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
処理装置 端末装置	CPU使用率の点検	○		
	ネットワークの点検	○		
	メモリー使用量の点検	○		
	予備品等の確認		○	

入出力インターフェース装置

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
入出力装置	電圧等の測定	○		
	伝送レベル測定		○	
	接続部の点検		○	
	機器本体の点検		△	
	・機器外面の清掃		○	
	・機器内部の清掃		○	
	・ファンの動作確認		○	
	・エアフィルタ、ファンの清掃	○		
	・機器据付状態の確認		○	

機側伝送装置(ゲート用)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
機側伝送装置 機側伝送部	電圧等の測定	○		
	保安器、避雷器の確認	○		
	デジタル入出力部の確認		○	
	出力リレー部の確認		○	
	接続部の点検	○		
	光レベルの測定		○	
	機器本体の点検			
	・筐体の点検	○		
	・機器外面の清掃		○	
	・機器内部の清掃		○	
	・機器据付状態の確認		○	

機側伝送装置(水位計用)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
主貯水位計 整流池水位計	電圧等の測定	○		
	保安器、避雷器の確認	○		
	接続部の点検		○	
	光レベルの測定		○	
	機器本体の点検			
	・筐体の点検		○	
	・機器外面の清掃		○	
	・機器内部の清掃		○	
	・機器据付状態の確認		○	

水位計(水研62型)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
主貯水位計 整流池水位計	時計の確認	○		
	cmペンの折り返しの確認	○		
	記録値の確認	○		
	記録値とA/Dコンバータの確認	○		
	フロート及びワイヤの確認	○		
	自記記録計等の確認	○		
	機器本体の清掃等	○		

水位計(水晶式)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
副貯水位計	取付状況	○		
	接続端子部の確認	○		
	記録状況			
	・カートリッジペン	○		
	・注油	○		
	・疑似入力試験	○		
	動作の確認	○		
	D.O出力の確認	○		
	比較試験	○		
	機器本体の清掃等	○		
	図書類、予備品等の確認	○		

光ケーブル接続盤

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
光ケーブル接続盤／中継端子盤	接続部の点検		○	
	機器本体の点検			
	・機器外面の清掃		○	
	・機器内部の清掃		○	
	・機器据付状態の確認		○	

中継端子盤

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
光ケーブル接続盤／中継端子盤 電源設備用端子盤	保安器、避雷器の点検確認	○		
	接続部の点検		○	
	機器本体の点検			
	・機器外面の清掃		○	
	・機器内部の清掃		○	
	・機器据付状態の確認		○	

処理装置(入出力コンソール、通信制御装置含む)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
情報入力・提供装置 (南畠ダム、脊振ダム)	電圧等の確認		○	
	電池の交換		○	
	自動再起動の動作確認		○	
	入出力コンソール部の動作確認	△	△	
	・キーボード動作表示確認	○		
	・ディスプレイ確認	○		
	・プリンタ動作確認	○		
	動作確認	○		
	接続部の確認	○		
	機器本体の清掃等	△	△	
	・機器清掃	○		
	・エアフィルタ清掃	○		
	・ファン清掃	○		
	・機器据付確認	○		

蓄積同報装置

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
電話応答通報装置	通信記録の確認		○	
	受信チャンネルの動作確認		○	
	送信チャンネルの動作確認		○	
	信号レベル確認		○	
	消耗品の補充等		○	
	接続部の確認		○	
	機器本体の清掃等		○	
	図書類、予備品等の確認		○	

時計装置

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
時計装置 (現用、予備)	電圧等の確認		○	
	電池の交換		○	
	時刻の確認	△	△	
	・時計時刻確認	○		
	・FM受信確認	○		
	接続部の確認	○		
	機器本体の清掃等	△	△	
	・機器本体清掃	○		
	・ファン、フィルタ清掃	○		
	・機器据付確認	○		

CDT受信装置

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
下流流量監視装置	電圧等の確認		○	
	時計装置の確認		○	
	信号レベル確認		○	
	データの確認		○	
	接続部の確認		○	
	機器本体の清掃等	△	△	
	・機器清掃	○		
	・機器据付確認	○		

CDT送信装置

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
下流流量観測装置	電圧等の確認		○	
	信号レベル確認		○	
	データの確認		○	
	接続部の確認		○	
	機器本体の清掃等	△	△	
	・機器清掃	○		
	・機器据付確認	○		

端末装置(ワークステーション、パーソナルコンピュータ)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
放流操作装置 (南畑ダム、脊振ダム)	電圧等の確認		○	
放流判断支援・流出予測装置	電池の交換		○	
点検・応急対策ガイド装置	ハードディスクの確認		○	
訓練装置	動作確認		○	
ファイル装置	接続部の確認		○	
表示装置 (南畑ダム、脊振ダム)	イベントログ(Windows付属機能)の確認		○	
表示端末装置	機器本体の清掃等	△	△	
	・筐体内部の点検等		○	
	・ファンの点検等		○	
	・F/Dドライブヘッドのクリーニング		○	
	・ディスプレイ部清掃		○	
	・ディスプレイ画面清掃		○	
	・キーボードの点検等		○	
	・マウスの点検等		○	
	・異常音等の確認		○	
	・ランプの確認		○	
	・摩耗部品の交換		○	
	・機器据付確認		○	

遠方手動操作卓(監視制御卓)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
遠方手動操作装置	各スイッチ等の確認		○	
	電圧等の測定		○	
	各部表示器の点検、確認		○	
	接続部の点検		○	
	機器本体の点検	△	△	
	・機器外面の清掃		○	
	・機器内部の清掃		○	
	・機器据付状態の確認		○	

テレビ共聴装置(共聴伝送路)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
共聴情報伝送装置	外観の確認		○	
	モニタレベル確認		○	
	TV端子レベル確認		○	
	接続部の確認		○	
	機器本体の清掃等		○	
	図書類、予備品等の確認		○	

表示板(壁掛け式)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
警報表示装置 表示盤	電圧等の確認		○	
	表示器の確認	△	△	
	・ランプテストで確認		○	
	・表示ランプ等確認		○	
	・警報音確認		○	
	接続部の確認		○	
	機器本体の清掃等	△	△	
	・機器清掃		○	
	・機器据付確認		○	

表示板(床据付式)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
データ表示盤	電圧等の確認		○	
	表示器の確認	△	△	
	・ランプテストで確認		○	
	・表示ランプ等確認		○	
	・警報音確認		○	
	接続部の確認		○	
	機器本体の清掃等	△	△	
	・機器清掃		○	
	・機器据付確認		○	

液晶ディスプレイ

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
液晶ディスプレイ	スイッチ等の機能確認		○	
	電圧等の確認		○	
	表示部の確認		○	
	接続部の確認		○	
	機器本体の清掃等	△	△	
	・ビュア清掃		○	
	・機器据付確認		○	

強震計測装置

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
強震計測装置	感震器防水容器の確認	○		
	避雷装置の確認	○		
	感震器水平度の確認	○		
	感震器出力オフセット電圧の確認	○		
	感震器設置状況の確認	○		
	コンクリート基礎の確認	○		
	ハンドホールの確認	○		
	感震器信号ケーブルの確認	○		
	GPS空中線外観及びケーブルの確認	○		
	GPSアンテナの設置状況の確認	○		
	GPSアンテナの受信状態の確認	○		
	GPS受信レベルの確認	○		
	表示器(外部)外観の確認	○		
	表示器表示内容の確認	○		
	波形記録カード(フラッシュカード)の確認	○		
	メモリ残量の確認	○		
	波形記録の確認	○		
	処理器(本体)の確認	○		
	処理器入出力ケーブルの確認	○		
	フロントパネルによる動作の確認	○		
	処理器の避雷器確認	○		
	処理器の自己診断機能確認	○		
	外部出力部及びモデム等の動作確認	○		
	電池電源の確認	○		
	総合評価	○		
	機器本体の清掃等		○	
	図書類、予備品等の確認		○	

風向風速計

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
風向風速計	方位の確認		○	
	風速の確認		○	
	時計の確認		○	
	インクの確認		○	
	可動部の確認		○	
	モータの確認		○	
	記録値の確認		○	
	気象検定の確認		○	
	据え付け状態の確認		○	
	接続部の確認		○	
	機器本体の清掃等		○	
	図書類、予備品等の確認		○	

温度計(白金抵抗体)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
温度計 湿度計 水温計	時計の確認		○	
	可動部の確認		○	
	通過シェルタファンの確認		○	水温計を除く
	記録値の確認		○	
	温度計との確認		○	
	気象検定の確認		○	
	据え付け状態の確認		○	
	接続部の確認		○	
	機器本体の清掃等		○	
	図書類、予備品等の確認		○	

水位計(デジタル、アナログ式)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
漏水量観測設備	端子盤等の点検	/	/	
	・端子の緩み点検		○	
	・アレスタ動作電圧の確認		○	
	A/D変換器等の校正	/	/	
	・連動動作確認		○	
	・ビットチェック		○	
	自記記録計の点検		○	
	接続部の点検		○	
	機器本体の点検	/	/	
	・機器内外面の清掃	○		
	・機器据付状態の確認		○	

記録計(アナログ式)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
気象観測設備 漏水量観測設備	機構部点検及び注油	/	/	
	・取付状態の確認		○	
	・機構部分の注油	○		
	記録状態の確認		○	
	各接続部の点検		○	
	機器本体の点検	/	/	
	・装置、記録部、記録紙収納部の汚損等の確認		○	
	・記録状態の確認		○	

無停電電源装置(MSE形等)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
無停電電源装置 (南畠ダム)	表示の確認		○	
	環境の確認		○	
	内部の確認		○	
	絶縁抵抗の測定		※	
	設定値の確認		※	
	使用状態の確認		※	
	入出力特性の確認		※	
	蓄電池の確認			
	・外観確認		○	
	・電圧確認		○	
	・内部抵抗確認		○	
	・交換推奨時期の確認		○	
	動作の確認			
	・正常動作状態の確認		※	
	・出力切替動作状態の確認		※	
	・故障動作の状態確認		※	
	機器本体の清掃等		○	
	図書類、予備品等の確認		○	

※印は3年点検時での実施内容とする。(前回令和6年度実施済、次回令和9年度実施予定)

無停電電源装置(汎用小容量UPS 20KVA以下)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
無停電電源装置 (脊振ダム)	表示の確認		○	
	蓄電池の確認		○	
	ファンの確認		○	
	機器本体の清掃等		○	
	図書類、予備品等の確認		○	

耐雷トランジス(低圧用)

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
耐雷トランジス	避雷素子の確認	○		
	絶縁抵抗の確認		○	
	接続部の確認		○	
	機器本体の清掃等		○	
	図書類、予備品等の確認		○	

分電盤

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
管理設備用分電盤	電圧等の確認		○	
機側伝送用分電盤	接続部の確認		○	
	機器本体の清掃等		○	

通信制御処理装置／情報伝達処理装置

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
TM/TC親局装置	電圧等の測定	○		
TM/TC子局装置	送受信レベルの測定		○	
	接続部の点検		○	
	機器本体の点検			
	・機器外面の清掃		○	
	・機器内部の清掃		○	
	・ファンの動作確認		○	
	・エアフィルタ、ファンの清掃	○		
	・機器据付状態の確認		○	

入出力中継装置

対象機器	保守点検項目	点検周期		備 考
		6ヶ月	12ヶ月	
入出力処置装置	電圧等の測定	○		
	保安器、避雷器の点検確認	○		
	補助継電器の確認		○	
	接続部の点検		○	
	機器本体の点検			
	・機器外面の清掃		○	
	・機器本体の内部清掃		○	
	・機器据付状態の確認		○	